

南スーダンPKOに参加する陸上自衛隊に「駆けつけ警護」等の新任務を付与することを許さず、現在派遣されている部隊の速やかな撤退を求める決議

- 1 戦争法（「改正」PKO法）に基づく「駆けつけ警護」等の新たな任務が、南スーダンPKOに参加する陸上自衛隊に付与されようとしている。安倍政権は、2016年11月に派遣される見通しの部隊に対し、「駆けつけ警護」と「宿营地共同防護」の新任務を付与する方向で検討を進めていると報じられている。しかし、これらの新任務は、従来の武器使用基準を大幅に拡大した「任務遂行のための武器使用」や「外国軍隊の要員と共同しての武器使用」を前提とするものである。政府軍と反政府勢力との間で激しい戦闘が続いている南スーダンで、こうした任務を遂行することとなれば、自衛隊員が戦闘の中で命を失う事態が現実のものとならざるをえない。私たちは、「新任務付与」に強く反対する。
- 2 南スーダンは、2011年7月に20年に及ぶ内戦を経てスーダンから独立した新興国家であり、同時期から派遣された国連による南スーダンPKO（UNMISS）が、同国内で活動してきている。同国では、2013年12月、大統領派と副大統領派との対立が出身民族間の戦闘に発展して、内戦状態となった。2015年8月に両者において和平合意が結ばれ、2016年4月には南スーダン統一暫定政府が発足したが、その後、対立が再燃し、同年7月、首都ジュバで大統領派（政府軍）と副大統領派（反政府勢力）とが激しい戦闘を行った。陸上自衛隊の宿营地があるジュバの国連施設周辺でも銃撃戦が2日間続き、宿营地にも着弾があったと報じられている。この戦闘で300人以上が死亡し、約7万人が隣国ウガンダに避難したとされている。
- 3 こうした事態を受けて、国連安全保障理事会は、2016年8月12日、UNMISSの任期を同年12月15日まで延期するとともに、治安の悪化する首都ジュバとその周辺で国連要員や民間人等の防護を担う4000人規模の地域防護部隊の派遣を容認する決議を採択した。同部隊にはより積極的な武力行使が容認され、南スーダン政府軍を含めて攻撃を企図する勢力があれば先制攻撃をも辞さないとされている。

UNMISSには、日本の陸上自衛隊も約350名派遣されている。しかし、自衛隊のPKO派遣は、停戦合意、受け入れ国の同意、中立的な立場厳守等のPKO参加5原則が満たされていることが大前提であり、停戦合意を要件とせず、先制的武力行使を任務とするUNMISSが活動するような場所でのPKO参加は、本来、許されるはずのないものである。

南スーダンでは2016年10月に入っても、各地で激しい戦闘が続けられている。同月12日、UNMISSは「この数週間、各地で暴力や武力衝突の報告が増加し、非常に懸念している」との声明を発表した。同月14日に発表された南スーダン政府軍の声明によれば、「政府軍と副大統領派の戦闘等で、過去1週間に少なくとも60人が死亡した」とされており、再び全面的な内戦に突入する懸念が強まっている。

今、南スーダンで、停戦合意などのPKO参加5原則が崩壊していることは明らかである。政府は、速やかに、現在派遣している自衛隊の部隊について、南スーダンから撤退させるべきである。

- 4 しかし、安倍政権は、撤退を進めるどころか、同年11月以降も派遣を続けることを前提として、同月に交代で派遣される見通しの第11次隊（陸上自衛隊第9師団第5普通科連隊、青森駐屯地）に、戦争法によって創設された「駆けつけ警護」や「宿営地共同防護」という新任務を実施させるため、8月下旬以降、国内において同訓練を続けている。

「駆けつけ警護」は、その保護しようとする関係者を防護するための武器使用を前提とするものであり、武装集団からの反撃を受ける危険や現地軍隊と見分けのつかないまま住民を誤射する事態が避けられない。「宿営地共同防護」は、宿営地に所在する者を防護するための措置をとる外国軍隊の要員と共同しての武器使用を認めるものであり、他国軍隊とともに、南スーダン政府軍や反政府勢力と敵対して武器を使用するような事態となれば、それは憲法9条が禁じる「武力行使」以外のなにものでもない。

したがって、これらの活動は、そもそも、戦争を放棄し、武力行使や武力による威嚇を禁じる憲法9条のもとで許されるものでないことはもちろん、現在の南スーダンの状況下で実施するのであれば、まさに、自衛隊員が戦闘の中で「殺し、殺される事態」の招来が必至である。このようなことは絶対に許してはならない。

- 5 南スーダンへの支援は、非軍事のものに徹するべきである。国連等での平和的外交的な努力、独立間もない南スーダンの警察の教育、経済の安定化等への支援や、医療、教育、農業などの民生支援で同国に貢献することこそが、憲法に基づく非武装・非軍事による恒久平和主義を実現する手段である。
- 6 自由法曹団は、PKO参加5原則が崩壊している南スーダンPKOから、陸上自衛隊の部隊を速やかに撤退させることを求めるとともに、憲法9条に違反する「新任務」である「駆けつけ警護」と「宿営地共同防護」を派遣予定の部隊に行わせようとする安倍政権の策動を強く批判し、これを阻止するため全力で奮闘するものである。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会